

# 商工こすとど かわら版

第273号  
小須戸  
商工会



補助率・補助上限額

三分の二（上限五〇万円）

※「新潟市の特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者、令和三年一月一日以降の設立年月日の法人、または税務署の開業届に記載の開業日が令和三年一月一日以降である個人事業主についても、補助上限額が二〇〇万円に引き上がります。そのほかにも上限額が上がる要件があります。

公募締切スケジュール

現在、未定です。公募要領を含め、公募スケジュールは令和五年三月下旬頃、公表予定です。公募スケジュール決定後、改めてお知らせします。

留意点

本補助金の制度内容や活用事例は令和四年度の内容であり、三月下旬に公募要領が公表の段階で、一部内容に変更がある可能性がありますので、ご承知おき願います。

「令和四年度 働く世代の  
がん対策セミナー」を開催

ITツールを徹底活用！  
最新の事例に学ぶ

IT・SNS活用セミナー開催

コロナ禍により消費者動向が大きく変化し、事業者には環境変化への柔軟な対応が求められおり、経営維持や売上回復のためにはITツールを活用した販路開拓が必要不可欠となっています。

本セミナーでは、全四回の構成で、SNS等のITツールを活用することで、厳しい経営環境に立ち向かう企業の最新事例を基に、事業規模を問わずに今すぐ実践可能かつ成果に繋がる販促手法をわかりやすく、タブレット端末やスマートフォンを用いた実習を交えて解説します。

ITやSNSの初心者でも結構です。まずはこの機会に学んでみませんか。

セミナーの日程等の詳細は折り込みチラシをご覧ください。お申し込みは電話または折込チラシに必要事項を記入のうえ、小須戸商工会までファックスにてお申込みください。

小規模事業者補助金へ一般型  
令和五年度公募を予定しています

この補助金は小規模事業者等が、地域の商工会の助言等を受けて経営計画書を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の三分の二を国が補助します。補助金の活用をご検討の方は、早めに商工会へご相談ください。

申請書類は商工会で受け付けた後、地方事務局（新潟県商工会連合会）へ送ります。書類に不備がある状態では申請を受付できませんので、準備はお早めをお願いします。

活用事例

- ① ホームページの作成
- ② 新機能の付いた機械の購入
- ③ 新サービス提供のための店舗改装
- ④ 看板、チラシ作成・配布
- ⑤ 生産性向上のための機械の購入

（公財）新潟県健康づくり財団では働く世代のがん対策セミナーをオンラインで開催します。今、日本人の二人に一人ががんにかかり、その内の三人に一人が働く世代と言われています。

一方で、医療技術の進歩により、がんの治療後や治療を受けながら仕事を続ける方も増えています。

誰もが関わる可能性のある「がん」を正しく知り、職場のがん対策について考えてみませんか？

このたび、新潟県との共催で無料のオンラインセミナーを開催します。オンライン配信ですので、開催期間中は好きな時間に何度でも視聴が可能です。

【配信期間】

令和五年二月二十日（月）～

令和五年三月二十日（月）

【対象者】

企業や各種法人・団体等の事業主、人事労務担当者、安全衛生担当者等関心のある方どなたでも

【内容】（各動画十～二十分程度）

◇「働く世代のがんの基礎知識」

一般社団法人新潟県労働衛生医学協

会 医師 月岡 恵 先生

◇「働く世代のがん検診について」  
新潟県福祉保健部健康づくり支援課  
成人保健係 林 唯香 様

◇「たいせつな人財・事業のために」  
う治療と仕事の両立支援  
事業主、人事・労務ご担当者に知っ  
ていただきたいこと」

新潟産業保健総合支援センター  
両立支援促進員 藤井 秀晃 様、両  
立支援促進員 及川 智子 様

◇「県内企業の事例紹介」  
研冷工業株式会社 取締役・総務部  
部長 酒井 明美 様

【視聴方法】

(公財)新潟県健康づくり財団ホ  
ームページまたは左記お申込みフォ  
ームからお申し込みください。

[https://ssl.form-](https://ssl.form-mailer.jp/fms/fb7e5cc5771315)

[mailer.jp/fms/fb7e5cc5771315](mailto:mailer.jp/fms/fb7e5cc5771315)

「労働保険」年度更新手続きの

1)準備を!

商工会では、労働保険の事務手続  
きの委託代行を受けております。対  
象事業所で未手続きの方は、商工会  
へご相談ください。

商工会に「労働保険」の事務委託  
をされている会員事業所におかれま  
しては、前年度保険料の確定精算と  
次年度概算保険料算定のための「年  
度更新」手続きが必要です。

従業員を一人でも雇っていれば

「労働保険」の加入は必須です

労働保険の保険料計算は、毎年四  
月から翌年三月までの一年間に従業  
員に支払った給料額、建設業等の労  
災保険については同期間に完了した  
元請工事金額に基づいて算定し、保  
険料を精算・納付していただくこと  
になります。今月末が年度末となり  
ますので、関係書類(従業員給料の賃  
金台帳や工事の請負契約書等)の作  
成・整備をお願いいたします。

なお、「年度更新」の関係書類は三  
月末商工会から書類を送付します。

労働保険の加入対象事業所であり  
ながら、労働保険加入手続きを行っ  
ていない事業所はありませんか。

労働保険は労災保険と雇用保険の  
二つから成り立っており、総称して  
労働保険といえます。

従業員(雇用形態はパートもアル  
バイト含む)を一人でも雇っている  
場合は、必ず労働保険(労災保険)  
へ加入しなければなりません。

また、従業員の雇用条件が、①継

続して三十一日以上、②週二十時間  
以上、の場合は対象従業員の雇用保  
険の加入も必要となります。

新潟市食文化創造都市

推進プロジェクト支援事業

新潟市では新潟市の食や食文化を  
活用し、本市の更なる活性化につな  
げるための民間事業者の取り組みに  
対して助成金の交付をして支援して  
います。

本支援事業に関する詳細は、新潟  
市食文化創造都市推進会議事務局  
(農林水産部 食と花の推進課内)  
へお問い合わせください。

☎〇二五・二二六・一八〇二(直通)

〈取り組みの一例〉

- ・ 伝統食材の発掘や活用
- ・ 生産者、料理人の協働による新た  
な料理の開発など

〈助成対象者〉

- ・ 本プロジェクト申請時に、新潟市  
食文化創造都市推進会議の会員で  
あること。

- ・ 助成金額・助成率

◇チャレンジプロジェクト

全額(上限三〇万円)

◇育成発展プロジェクト

二分の一(上限五〇万円)

・ 申請期間 令和五年四月一日(土)

〓四月十二日(水)

「協会けんぽ」令和五年度の  
保険料率の確定について

全国健康保険協会「協会けんぽ」の  
令和五年度の都道府県単位保険料率  
が確定しましたのでお知らせします。

変更時期	令和5年 3月分から (4月納付分)	《参考》 令和4年 2月分まで (3月納付分)
介護保険第2号被保険 者に該当しない場合 (40歳未満、65歳以上 ～74歳未満)	<b>9. 33%</b> (△0. 18%)	9. 51%
介護保険第2号保険者 に該当する場合 (40歳以上65歳未満)	<b>11. 15%</b> (±0%)	11. 15%